



IoT推進コンソーシアム 流通データWG
「おもてなしPF実証事業」における取組みのご紹介

目次

1. 事業概要

2. 情報連携ルールの策定状況

(1) 情報連携ルールの全体像と方針

(2) 次年度実証に向けたご相談事項

3. データプロファイル

(1) 共通語彙基盤の全体像

(2) 「おもてなしプラットフォーム」との接続方法の全体像

Appendix

【参考1】 情報連携ルールに関する検討・議論の実施状況

【参考2】 外国人へのサービス提供における留意点・論点

【参考3】 利用規約作成時の留意事項

【参考4】 利用規約への有識者アドバイスの事例紹介

【参考5】 システム概要

【参考6】 接続概要・考え方

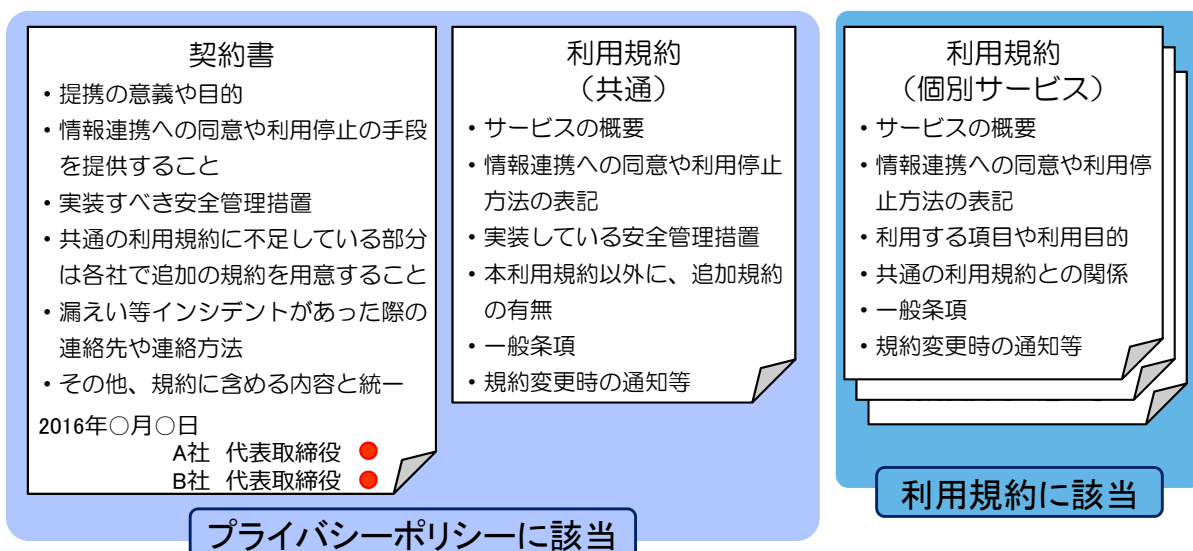
【参考7】 サーバ、端末間接続用のSDK提供

2. 情報連携ルールの策定状況

(1) 情報連携ルールの全体像と方針

おもてなしPFでは、サービス提供事業者が遵守すべきプライバシーポリシー(情報連携ルール)を共通化し同意を取得しています。また、一般的な利用規約のひな型を作成し、利用規約作成を支援しています。

情報連携ルール全体像(イメージ)とポイント



利用規約のポイント

- 各ローカルPFは、プライバシーポリシーに同意した上で、提供サービスの利用規約を策定
- 一般的に必要なと想定される項目を整理し、汎用的な利用規約のひな型を作成
- 各サービス提供事業者は、必要項目を念頭に各自で利用規約を作成

利用規約の構成(例)

1. サービス概要
2. 文言定義
3. 会員(アカウント)登録
4. サービス利用の注意事項
5. 個人情報の取扱い
6. 免責事項
7. 禁止事項
8. 会員(アカウント)停止・削除(退会)
9. 規約への同意
10. 規約の変更
11. 合意管轄、準拠法

プライバシーポリシーのポイント

- おもてなしPFに参画するサービス提供事業者が遵守すべき情報連携の共通ルールとしてプライバシーポリシーを策定
- サービス提供する全事業者から同意を取得し、同ポリシーに記名(別紙参照)
- プライバシーポリシーでは、情報の利用目的、利用停止の可否、第三者提供の有無、個人情報の取扱い、利用目的変更時の取扱いの方針を規定

サービス種別に応じた利用規約ひな形の作成は、次年度以降、可否、要否を含め、検討予定

2. 情報連携ルールの策定状況

(2) 次年度実証に向けたご相談事項

■ ローカルPF増加に伴う課題

次年度はサービス内容が異なるローカルPFがさらに増加する予定です。サービス利用者へのわかりやすさを追求するためには、ある程度利用規約に統一感が必要と考えますが、進めていくにあたって留意すべき点があればご教示ください。

■ PDS(パーソナルデータストア)構築に向けて必要な対応

訪日外国人のパーソナルデータを集約化し、許諾を前提としたデータ流通を今後より一層推進していきたいと考えていますが、訪日外国人という特殊性を鑑みたデータの取扱いにおいて留意すべき点があればご教示ください。

■ 国内法制への対応

本実証事業では、匿名加工したデータの流通も想定していますが、改正個人情報保護法の観点から留意すべき事項がありましたらご教示ください。

3. データプロファイル

(1) 共通語彙基盤の全体像

今年度は共通語彙基盤(IMI)を前提に最低限の標準化を実施しました。履歴情報は、あらゆる形式でも蓄積可能な設計としていますが、データ利活用促進に向けてデータ標準化を検討していきます。

分類	分類の詳細/説明	データ対象	データ項目	IMI対応	標準形式	標準コード	実装書式	サンプル	
データの種類	静的情報 (属性情報)	基本属性	• 本実証で定めた必須4属性項目	生年月日	対応済	ISO 8601	基準無	YYYY-MM-DD	2000-01-10
				性別			ISO 5218	xsd:string	0
				国籍			ISO 3166-1 alpha-2	xsd:string	JP
				対応言語			ISO 639	xsd:string	ja
		応用属性	• 本実証で定めた任意属性項目※1	都道府県	対応済		ISO 3166-2	xsd:string	JP-13
				所属組織	基準無		xsd:string	株式会社A	
				趣味			xsd:string	ドライブ	
				職業分類			xsd:string	会社員	
	血液型	A,B,AB,O	A						
	動的情報 (履歴情報)	行動履歴	• ユーザーの行動を蓄積する為の項目 • 現状、各社、自由なフォーマットでデータを授受する仕様※1	緯度	対応済	ISO 6709	基準無	±DDMMSS	無
				経度	対応済	ISO 6709		±DDMMSS	
				エリアID	基準無	String型で検討中			
				フロアID	基準無	String型で検討中			
		決済履歴	• ユーザーの購買情報を蓄積する為の項目 • 現状、各社、自由なフォーマットでデータを授受する仕様※1	購買履歴	通貨コード	対応済	基準無	ISO 4217	UN/CEFACT-ISO4217
購入価格					対応済	Int型で検討中		100	
返金					基準無	Int型で検討中		0	
税金						Int型で検討中		8	
ブランド種別	基準無	String型で検討中	JCB						

平成29年度は属性情報に加えて、履歴情報の標準化がデータ分析の更なる活用にとって必要不可欠

- 各種国際規格や経済産業省で議論中のデータ標準化に向けたワーキンググループと連携して、履歴情報の標準化を目指す方針

※1 応用属性、行動履歴、決済履歴に関して、IMIで規格化されていないデータ項目についても各種標準化仕様に基づいてデータ項目を定義

- 例としてIMIで定義されていない「血液型」の項目では、「ABO型血液型」を採用。

3. データプロファイル

(2) 「おもてなしプラットフォーム」との接続方法の全体像

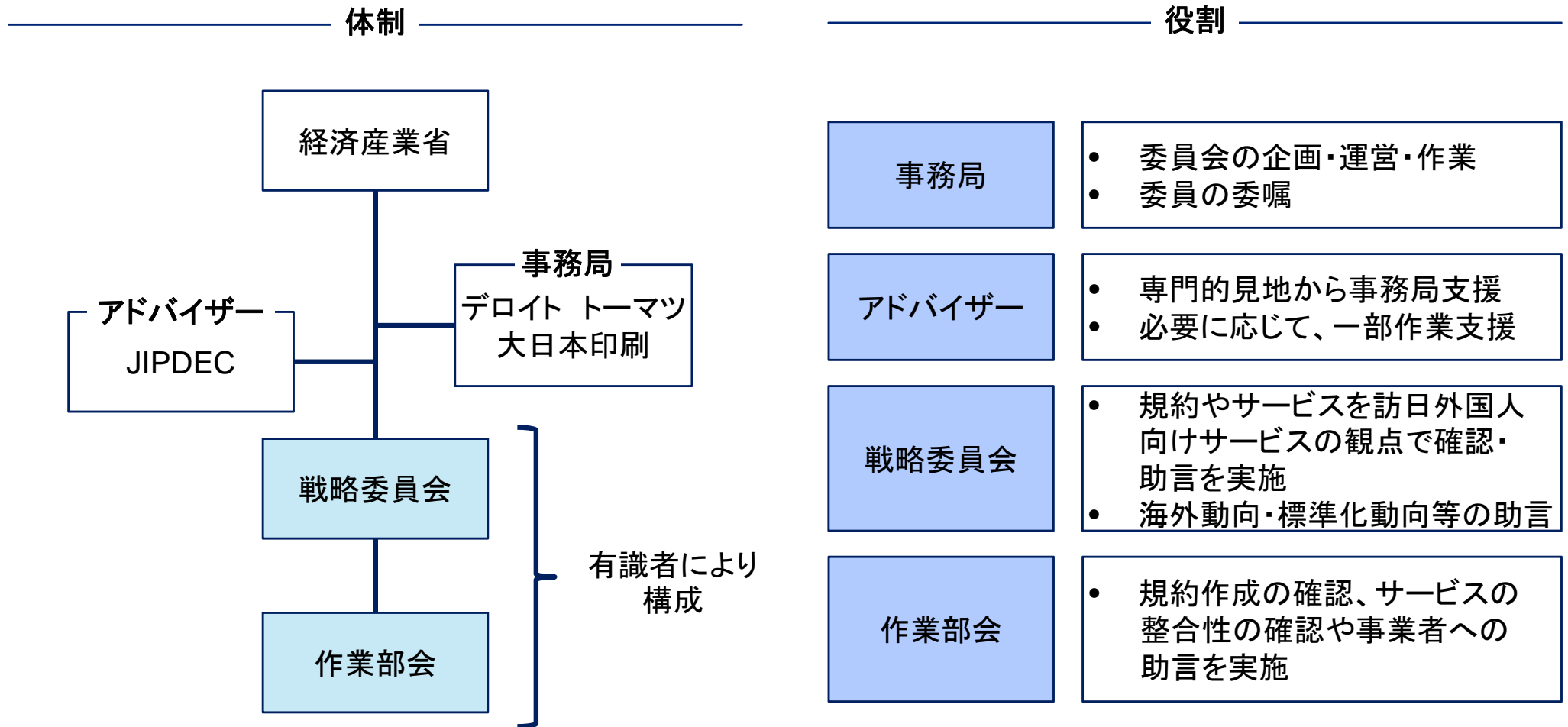
おもてなしPF、ローカルPF間の接続は、基本的にはおもてなしPFで発行するIDをキー項目としたサーバ間接続としますが、新たにSDKを開発することでローカルPF端末からの接続にも対応する予定です。

		← 推奨パターン →			
		A. サーバ間API連携		B. サーバ、端末間API連携	
		① ローカルIDで連携	② おもてなしIDで連携 (ローカルIDあり)	③ おもてなしIDで連携 (ローカルID無し)	
				(おもてなしIDで連携 (ローカルID無し*))	
対象	既存サービス、システムあり		既存サービス、システム無し		
概要	✓ローカルPFでのおもてなしID紐づけ・管理は不要(おもてなしPFで実施) ✓データ連携の方法は以下2つ(想定) (a) API (ローカルPFごと新規構築) 自社システムにAPI実装 (b) ファイル授受 システム対応無し(ファイル出力)		✓ローカルPFでローカルIDとおもてなしIDを紐づけ ✓API(おもてなしPF提供)を自社システムに実装		✓ローカルPFでおもてなしIDを管理(管理IDとして利用可能) ✓API(おもてなしPF提供)を自社システムに実装
開発負担/コスト	(a) API	(b) ファイル授受	中 (おもてなしPFのAPI実装、ID紐づけ機能実装等)		小 (SDK提供のためAPI実装不要→コスト・負荷軽減が可能)
	大 (API新規構築等)	中 (ファイル出力等)			
接続イメージ					
認証機能 (ID管理)	要検討	不要	Open ID Connectを実装 ※おもてなしPFからAPIで提供→API実装で対応可能		
データ連携機能	API(おもてなしPF提供)を実装	対象ファイル出力機能実装等	API(おもてなしPF提供)を実装		
		SDK(おもてなしPF提供)を実装 ※API実装時と比較し、SDKでの実現機能は、制約がある可能性あり			

* ローカルIDありの場合、おもてなしIDとの紐づけ管理が必要

【参考1】情報連携ルールに関する検討・議論の実施状況

情報連携に関するプライバシーポリシー、利用規約作成にあたり、JIPDECをアドバイザーとし、有識者からの助言を聞き、議論を行う戦略委員会を設置し、検討を実施しています。



【参考2】外国人へのサービス提供における留意点・論点(1/2)

外国人向けサービスのプライバシーポリシー、利用規約作成にあたり、主に準拠・適用すべき法令や利用者の年齢制限等を戦略委員会における有識者のコメントや海外の動向・事例を参考に検討しています。

— 主な留意点・論点 —	— 委員の見解・コメント —	— 参照法令・規格等 —	— 対応方針 —
<p>■ 適用法令 自国以外での規約同意、情報入力、ダウンロードに適用される法令</p>	<p>■ 実行した国の法令準拠が自然</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報入力、ダウンロードは、実行した国(土地)の法令を準拠することが自然 <p>■ 法的判断、企業対応は様々</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用規約等で、準拠法の国の指定も可能だが、裁判等で認められるかは不明 実際の企業の対応は様々で、共通の適用方法は確立していない 	—	<ul style="list-style-type: none"> 基本的には、日本の法令に準拠
<p>■ 利用者の年齢制限 利用者の年齢制限の妥当性(16歳未満のアプリダウンロード(登録)を不可とすることの妥当性確認)</p>	<p>■ 16歳未満の利用不可は妥当と想定</p> <ul style="list-style-type: none"> 16歳未満を利用不可とする方針は、米国、EUの法令方針とも合致し、妥当と想定 海外事例では、13歳と16歳を年齢制限の境界とすることが多いが、13歳の外国人が単独で訪日し、本サービスを利用するケースは考えにくいいため、16歳未満は不可とするのは妥当と想定 	<ul style="list-style-type: none"> COPPA (児童オンラインプライバシー保護法(米国)) GDPR (欧州統一個人情報保護法) 	<ul style="list-style-type: none"> 16歳未満の利用不可を規定(miQip)
<p>■ プライバシーポリシーのEU対応 プライバシーへの対応が厳しいEUへの個別対応の要否</p>	<p>■ EU個別対応の事例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> EU域内とその他の国で、プライバシーポリシーを別に作成している事例もある <p>■ 事業内容等からEU個別対応は不要と想定</p> <ul style="list-style-type: none"> EUのGDPR制定は2018年の想定である上、本実証事業内容を鑑み、個別に対応する必要はないと想定 	<ul style="list-style-type: none"> GDPR (一般データ保護規則(EU、2018年制定見込み)) 	<ul style="list-style-type: none"> EUへの個別対応はしない

【参考2】外国人へのサービス提供における留意点・論点(2/2)

外国人向けサービス固有の留意点として、宗教やアレルギー情報等の機微情報の取扱いや対応する国際規格、利用規約の同意取得にあたり対応すべき言語等についても検討を実施しています。

— 主な留意点・論点 —	委員の見解・コメント	参照法令・規格等	対応方針
■ 機微情報の取得 宗教、アレルギーに関する情報等の機微な情報を取得する際の質問の仕方、取得情報の扱い	■ 本人の同意取得が必要 <ul style="list-style-type: none"> ハラルやアレルギー等、食べ物の条件に係る質問の場合も、回答として取得する情報は宗教等の機微情報(sensitive data、日本では要配慮個人情報)としての扱いが必要 要配慮個人情報の取得には同意が必要 	—	<ul style="list-style-type: none"> 機微情報の取得では、本人の同意を取得する
■ 国際規格 本実証のサービスに対応する国際規格	■ 国際規格の認証取得が有効 <ul style="list-style-type: none"> 製品のセキュリティを認証する国際規格に、プライバシー観点での要求事項が規定された追加規格がある(「参照法令・規格」に記載) 新規格のため認証取得により他社製品との差別化が可能と想定 	<ul style="list-style-type: none"> ISO/IEC19608 (製品のセキュリティ認証の国際規格 Common Criteria: ISO/IEC15408の追加規格) 	<ul style="list-style-type: none"> 国際規格の認証取得を視野に検討を継続
■ 利用規約の表示言語 利用規約の表示で対応すべき言語	■ 英語表示が最低限必要 <ul style="list-style-type: none"> 利用者が判読、理解不可能な言語で記載された利用規約への同意は無効 最低限、英語で表示し同意を取得する必要がある 	—	<ul style="list-style-type: none"> 最低限、利用規約は日本語、英語で表示



今年度に引き続き、有識者による委員会を検討し、国内の個人情報保護法やEUデータ保護指令等、各国の法制度を踏まえた、データ取扱い、データ流通の方針を検討

【参考3】利用規約作成時の留意事項

今後、本事業に参画し利用規約を作成する主体向けの参考資料として、利用規約に必要な共通要素を抽出し一般的な構成例を作成するとともに、委員のコメントを作成時の留意事項として取りまとめています。

一般的な利用規約の項目・概要(例)

1. サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> サービス内容の説明
2. 文言定義	<ul style="list-style-type: none"> 利用規約で使用する文言、表現の定義
3. 会員(アカウント)登録	<ul style="list-style-type: none"> 会員(アカウント)登録に係る説明 会員種別と権限、登録に必要な手続き 等
4. サービス利用の注意事項	<ul style="list-style-type: none"> サービスの特徴、利用環境・条件、利用上の注意事項 等
5. 個人情報の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の取扱い方針、方法 取得する情報項目、利用目的 等
6. 免責事項	<ul style="list-style-type: none"> 免責の条件、事項
7. 禁止事項	—
8. 会員(アカウント)停止・削除(退会)	<ul style="list-style-type: none"> 会員(アカウント)の停止や削除(退会)の条件、その後の対応 等
9. 規約への同意	—
10. 規約の変更	<ul style="list-style-type: none"> 規約を変更する際の対応、条件 等 (例:消費者契約法に基づく 等)
11. 合意管轄、準拠法	—

留意事項

—
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 繰り返し取扱う対象や内容は、定義した統一の用語、表現を使用し、読みやすくすることが望ましい ✓ 関係法令の条文等を引用し、記載内容を整理することも可能
—
<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービスの提供期間、媒体(スマートフォン等)、年齢等、利用を制限する事項を明記 ✓ メンテナンスによるサービスの一時停止等、サービス提供の条件や、発生が想定される事象を記載
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取得情報の項目、利用目的を明記 ✓ (サービス提供に必要以上の情報を取得していないか要確認)
—
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 法令違反や公序良俗違反、サービス運営の妨害などに加えて、サービス固有の事例があれば明記 ✓ 禁止事項に違反したアカウントの対応を記載
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規約へ同意の上、サービス利用・登録する旨を記載 ✓ 規約変更時の対応(同意の再取得要否等)は、関係法令の確認が必要(再取得無しでは同意とみなされない場合もあり)
—

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(1/6)

No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
1	対象年齢の明記、記載場所	<p>「本サービスは、16歳以上のお客様の同意のもと本サービスへ登録することで、お客様が利用したい関連サービス(第2条で定義します。以下本条において同じ。)とID連携し、関連サービスが提供する一部のサービスを受けることができます。」 - 中略 -</p> <p>「16歳未満の場合 お客様が16歳未満である場合は、本サービスを利用できません。」</p>	<p>サービスの対象年齢の制限は、サービス内容の説明よりも先に明記すべき →お客様に不利益な情報は最初に記載しておくのが望ましい</p>
2	「個人を識別できる情報」と「特定の個人を識別できる情報」の区別	<p>「お客様は、当社所定の方法により、いつでも本サービスを退会し、利用をやめることができます。退会のタイミングで、個人を識別できる情報は全て削除されます。」</p>	<p>「個人を識別できる情報全て」を削除することは困難と想定。実際の業務内容に即し「特定の個人を識別できる情報」とすべき</p>
3	質問・苦情を受けない旨の記載不要	<p>「(お客様は、当社所定の方法により、いつでも本サービスを退会し、利用をやめることができます。退会のタイミングで、特定の個人を識別できる情報は全て削除されます。) その場合、利用停止および削除等に関する質問・苦情は一切受け付けません。」</p>	<p>利用停止、削除に関する質問・苦情を受け付けない旨の記載は不要</p>

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(2/6)

No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
4	情報の保管年限の明記と記載箇所(最終ログイン後の時間経過によるアカウント停止・削除)	「(4条) 6. 当社によるお客様アカウントの停止・削除 当社は、お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知・催告することなく、当該お客様の本サービスの利用を一時的に停止し、またはお客様アカウントの削除をすることができるものとします。」 -中略- 「(6)最終のログインから2年以上経過している場合」	・最終ログイン後、一定期間経過によるアカウント削除は確実に実施することとし、利用規約の第1条に明記すること望ましい(e-ディスカバリー法(米国)により、裁判時等の情報開示請求への対応責任が発生する国からの来日者に配慮し、情報の保管年限を明記するのが望ましい。)
5	記載箇所の集約	「当社の免責 当社は、本条に基づき当社が行った行為によりお客様に生じた損害について一切の責任を負いません。」	・「当社の責任の範囲」等、同様な内容は集約して明記すべき
6	用語の整備・統一	(全体) 【例】 「個人情報その他の情報の取扱いと関連サービスの利用」	・用語を整備し、表現の統一化、文章の簡潔化すべき(特に、利用者から取得する情報の表現) ・「個人情報」の用語は各国の定義と異なる用語であるため使わない方がよい。 (「お客様が登録する情報」「お客様に割り当てる情報」の2つ程度に集約し、それら2つをまとめたものを「お客様に関する情報」としてまとめる等、簡潔な文章とすることが望ましい)

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(3/6)

No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
7	プライバシーポリシーとの関係(重複内容は記載しない)	「当社は、本利用規約の定めのほか、関係法令に従って、お客様のご登録情報を取り扱います。」	・利用規約の一部として、プライバシーポリシーを構成している場合、同じ内容は記載不要のため削除すべき
8	サービス紹介との記載分担	(全体) 【例】 「当社からの通知・連絡が不着であったり遅延したりといったことによって生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。」	・サービス利用におけるサービス提供側の免責事項については、利用規約のみならず、別途サービス内容の説明、紹介を掲載し、その中で注意事項等としても明記すべき (サービス紹介等と、利用規約への明記により免責が成立すると考える)
9	各社の利用規約の記載統一	(全体) ※特に利用規約冒頭等の共通化可能な部分	・各社、利用規約冒頭の記載等、可能な箇所は表現を統一すべき 【記載例】 「この利用規約(以下「本利用規約」といいます。)は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社(以下「当社」といいます。)が提供する「おもてなしプラットフォーム(仮)」とそのアプリケーション「miQip」が提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)のご利用の条件を定めるものです。本サービスをご利用いただくには、本利用規約をお読みの上、ご同意いただきお申込みいただく必要がございます。」
10	定義の記載箇所	(全体)	・用語、言及対象等の定義は、該当の記載が初めて登場する箇所に記載することが望ましい

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(4/6)

No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
11	サービス変更時の事前通知	「当社は、当社が必要と判断する場合、あらかじめお客様に通知することなく、いつでも、本サービスの全部または一部の内容を変更することができるものとします。」	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス内容の変更時は、利用者へ事前に通知することが望ましい ・通知方法を具体的に記載することが望ましい
12	天災地変による免責の記載	(免責事項)	<ul style="list-style-type: none"> ・天災地変等によるサービス停止に対する免責について、記載すべき
13	利用者の国の法律に従う旨の記載不要	「本規約をよくお読みの上、自国の法制に従ってご同意いただき、ご利用ください。」	<ul style="list-style-type: none"> ・他国の国民に対して、その国の法律に従えという意図ならば記載は不要と想定 (修正案: 本規約をよくお読みいただき、ご同意の上、ご利用ください)
14	権利保護を目的とした禁止事項の明記	「その他、日本国の法律ならびにお客様に適用される法律に抵触する行為を禁止します」	<ul style="list-style-type: none"> ・権利保護を目的として禁止事項を記載する場合、具体的内容を記載することが望ましい。(法律と重複してもよい) ・また、「その他」として、「サービス提供者が不相当と認める行為を禁止」といった表現は望ましくない。何が不相当かを推定できるようにすべき。(サービス提供者側が後からすべての事項を禁止とすることが可能と言っていることに等しい。)

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(5/6)

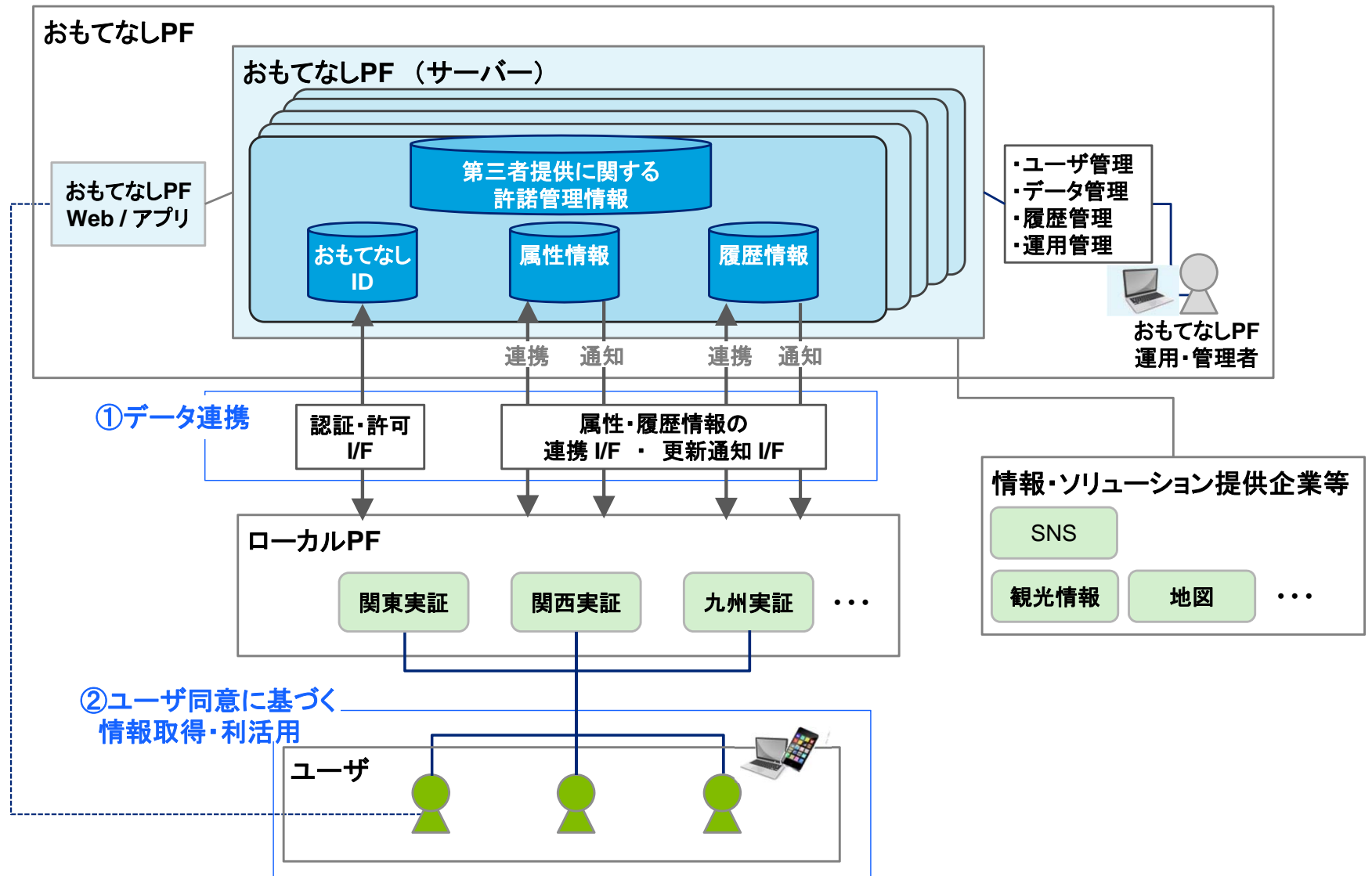
No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
15	運営、管理方法 明記	(利用者情報の取り扱い、プライバシーへの配慮等、運営管理に係る記載)	・利用者情報の取り扱い、プライバシーへの配慮等に係る内容を記載する場合、方針だけでなく、具体的に何をどうするのか、どのような状態になるように管理するのかを明記することが望ましい
16	利用者にとって難解な用語、表現の回避	「お客様の手のひらの掌紋および静脈のデータを、画像に復元できない特徴点情報として抽出、暗号化した情報を利用します。」	・専門技術に係る用語等、一般利用者に対し難解な用語、表現は避けることが望ましい(「特徴点情報」等)
17	解約(退会)後の利用者情報取扱い方法の明記	(解約、利用者資格の喪失等の条件、その後の扱いに関する記載)	解約、利用者資格喪失等の場合、サービス提供側が保有する利用者情報の取扱い方針、方法を記載することが望ましい
18	再登録時における既存登録情報情報の取り扱い方針の明記	(利用者が再登録を実施するケース、条件等に関する記載)	・再登録時、既存の登録情報の引継ぎ可否や、特にセンシティブ情報を破棄するか否か等、取扱い方針を明記することが望ましい

【参考4】利用規約への有識者アドバイスの事例紹介(6/6)

No.	項目	利用規約の内容(一部抜粋)	有識者の指摘・コメント
19	利用者情報の記載方法	(利用者情報の収集、利用、共有方針等に係る内容の記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者情報の収集、利用、共有等の記載は、構成上、条(・項)単位で分けて記載することが望ましい
20	利用者情報として扱う対象の明記	(利用者情報の収集、利用理由、条件、方針等の記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象情報は、「個人情報」等の表現にまとめず、具体的に列挙することが望ましい ・利用目的も同様に列挙することが望ましい ・利用者情報の収集、利用にあたっては、ISMS等を根拠とした「必要な保護措置」の実施を明記することが望ましい
21	サービス終了等の条件の明記	(サービス提供側がサービスを変更、終了するケース、条件に係る記載)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供側がサービスを変更、終了するケース、条件等は、より具体的、明確に記載することが望ましい <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な日付が判明している場合は記載(実証事業の終了日等) ・法令改廃を条件とする場合、想定する法令を例示 ・「やむを得ない都合」等の表現をする場合は、例示およびと論拠を記載

【参考5】システム概要

おもてなしPFでは、ローカルPFと接続し、情報連携を実施するため、認証・許可I/F、属性・履歴情報の連携I/F、情報の更新I/Fを用意しています。



【参考6】おもてなしプラットフォーム(PF)との接続の考え方

おもてなしPF、ローカルPF間では、おもてなしPFの仕様(API)にもとづき、認証・ID連携および、データ連携を実施するために、ローカルPF側で8種類(*)のAPIを用意しています。

接続・データ連携の概要

前提	接続	■ おもてなしPFの仕様(API)にもとづき実施
	ID連携	■ おもてなしPFが発行するユーザID(おもてなしID)をキー項目としてデータ連携を実施 ー ローカルPF独自IDがある場合、ローカルPFにて紐付け管理
	データ連携	■ 連携対象データは、属性情報(必須項目あり)と行動履歴 ー 必須項目以外のデータ項目の連携については、各ローカルPFと個別調整
接続プロセス	① 認証・ID連携	■ 認証・ID連携用にAPIの実装が必要 ー ユーザ新規連携登録時に認証を実施 ー 認証は一般的なプロトコルを使用(Open ID Connect)
	② データ連携(登録・更新・取得等)	■ データ連携用にAPIの実装が必要 ー 主に、属性・履歴情報の登録、更新、取得に必要 ー 登録・更新は都度、取得は任意のタイミングでローカルPFから実施

* おもてなしPFとの接続に必要なAPI 8種類は以下の通り

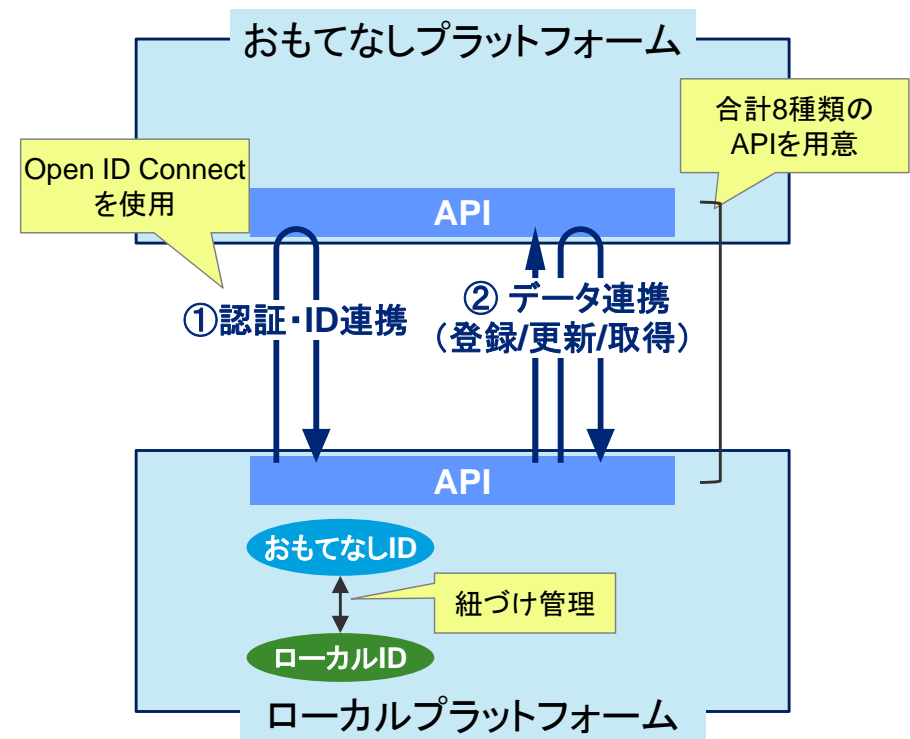
①認証・ID登録

1. 新規登録(ユーザ登録) 2. 許諾 3. アクセストークン発行

②データ連携

4. 属性情報取得 5. 属性情報更新 6. 履歴情報登録 7. 退会者一覧取得 8. 通知情報取得

イメージ



【参考7】サーバ、端末間接続用のSDK提供

おもてなしPF接続にあたり、端末(Mobileアプリ)から直接接続を可能とするソフトウェア開発キット(SDK)を提供することで、ローカルPF側でサーバの新規構築または、既存改修が不要となります。

SDK* の機能概要

1. 認証・認可(ID連携)

- おもてなしPF、ローカルPF間におけるユーザID、パスワードによる認証処理
- ユーザ情報の連携認可(許諾)に係る処理
- おもてなしPFからのおもてなしID取得に係る処理

2. データ連携(API呼出し)

- おもてなしPFからのデータ取得および、おもてなしPFへのデータ登録に係るAPIの呼出し処理
(コンポーネント化して実装)

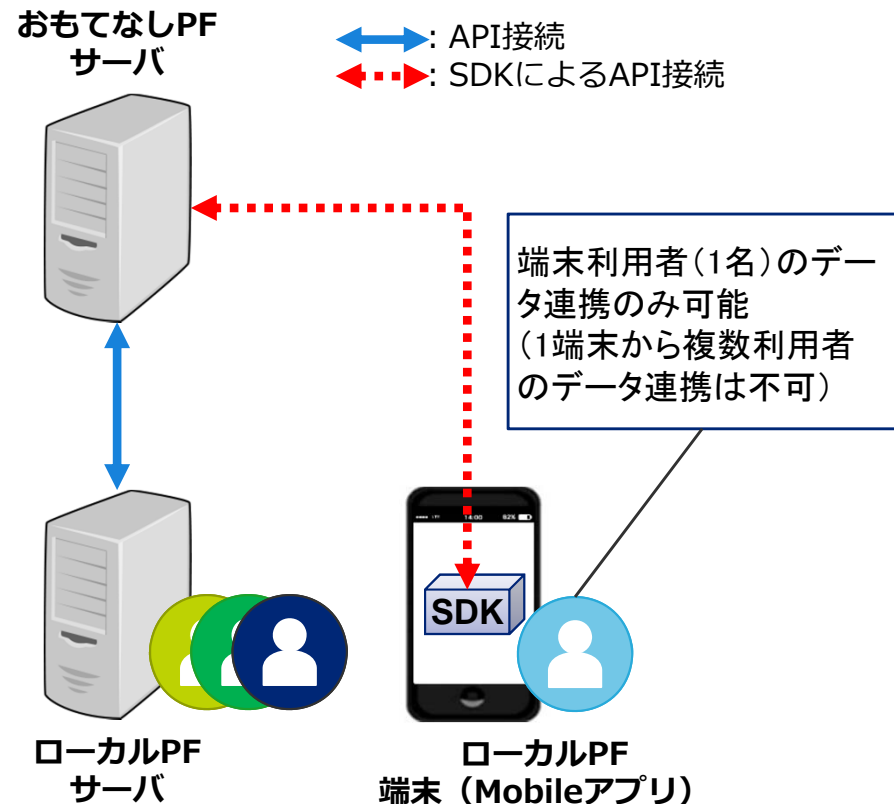
SDK提供により、

- サーバの新規構築、既存改修が不要
- 端末接続に必要なアプリ機能の開発ボリューム低減

➡ ローカルPFの接続、参入コスト、負荷の低減

* Android (Java) から順次提供予定

SDKを利用した接続のイメージ



プライバシーポリシー

「IoT推進のための新ビジネス創出基盤整備事業（IoT活用おもてなし実証事業）」（以下、「本実証事業」といいます。）では、日本に旅行で訪れた訪日外国人に向け、様々なサービス展開をしていきます。旅の行程においては、行動履歴や購買履歴など、様々なプライバシーに係る情報が生じます。参画企業一同は、以下の通りお客様の情報を取扱うことにより、お客様のプライバシーを尊重します。

- 参画企業一同は、取得及び発生並びに利用するお客様に係る情報の項目とそれらの利用目的をあらかじめ通知し、その利用目的の範囲内だけで利用します。
- 参画企業一同は、それらの情報について、利用停止ができるか否かを明記し、できる場合には、その方法を明記します。
- 参画企業一同は、それらの情報について、第三者提供の有無を明記します。参画企業一同は、提供する情報の項目及び提供先並びに提供先における利用目的をあらかじめ通知し、お客様からの同意を得た場合に限り、提供先に情報を提供します。
- 参画企業一同は、それらの情報の取り扱いに際しては、無断で利用されないことがないように安全管理措置を講じます。
- 参画企業一同は、それらの情報のうちお客様を特定する情報について、お客様が本実証実験の利用を終えたときに、適切に削除します。
- 参画企業一同は、通知又は同意していただいた内容について変更をする場合には、その変更内容についてお客様から同意を得るか、利用停止の方法を通知します。

丁寧な情報の取扱いを通して、お客様にとって素晴らしい旅となるよう、おもてなしの精神に基づき、尽力してまいります。

制定 2016年10月1日

【IoT推進のための新ビジネス創出基盤整備事業参画企業】
(事務局)

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社
(関東実証)

株式会社JTBコーポレートセールス
株式会社Liquid
(関西実証)

パナソニック システムネットワークス株式会社
(九州実証)

株式会社ジェイティービー
株式会社JTB総合研究所
株式会社ジェーシービー

一般社団法人ジャパンショッピングツーリズム協会
株式会社エヌ・ティ・ティ・アド

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（英国の法令に基づく保証有限責任会社）のメンバーファームおよびそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家（公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど）を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500® の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL（または“Deloitte Global”）はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。